

# 第 1 1 回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年5月10日（月）午後3時00分～3時45分
2. 開催場所 邑楽町役場 202・203会議室
3. 出席委員 10人
  - 1 番 横山 正行
  - 2 番 金子 節夫
  - 3 番 松崎 マサエ
  - 4 番 松島 章倫
  - 5 番 小林 修
  - 6 番 中村 政五郎
  - 7 番 島田 信成
  - 8 番 高田 洋子
  - 9 番 天谷 豊
  - 10 番 大川 則彦
4. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 諭 主事補 小林 智貴
5. 議事日程
  - 第 1 議事録署名委員の指名について
  - 第 2 議案
    - 議案第 3 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（所有権）
    - 議案第 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について（区分地上権）
    - 議案第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
    - 議案第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の計画変更について
    - 議案第 3 8 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
  - 第 3 報告
    - 報告第 1 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について
6. 会議の概要

<p>会長（天谷）</p>	<p>それでは只今より、第11回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
<p>事務局長（吉田）</p>	<p>只今の出席委員数は、10名でございます。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は10名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第11回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p>&lt;会長挨拶&gt;</p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号3番松崎マサエ委員、同じく4番松島章倫委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>議案第34号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年5月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、1ページから2ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p>

事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして2番について事務局より説明願います。</p> <p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、3ページから4ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
事務局(國府田)	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして3番について事務局より説明願います。</p> <p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから7ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして4番について事務局より説明願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、8ページから9ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして5番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、10ページから11ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可することと決定します。続きまして議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請(地上権)の1番に及び2番については、農地法第5条第1項の6番及び7番とそれぞれ関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>続きまして議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。1番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定に</p>

	<p>より、審議が終了するまでの間、10番大川則彦委員の退席をお願いします。それでは1番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第36号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年5月10日、邑楽町農業委員長、天谷豊。</p> <p>番号1番。申請人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては12ページから15ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字中野字前原地内、案内図は資料12ページ、付近状況図は13ページを参照してください。申請地は邑楽町役場より北西に370メートルの場所に位置しており、公共施設近距離区域内のため第2種農地に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>(10番大川委員入場)</p> <p>議案第37号、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更の1番については、議案第38号、農地法第5</p>

	<p>条第1項の5番と関連がありますので、そちらで一括審議させていただきます。</p> <p>続きまして議案第38号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局(國府田)	<p>議案第36号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和3年5月10日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては16ページから19ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5番(小林)	<p>5番小林です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字秋妻字上秋妻地内、案内図は資料16ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、既存の建物の2分の1までの拡大であれば不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2番について事務局より説明を願います</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。</p>

	<p>資料につきましては20ページから23ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番(中村)</p>	<p>6番中村です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字中野字毘沙門地内、案内図は資料20ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、集落接続のため不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手なし)</p>
	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
	<p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして3番について事務局より説明を願います</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては24ページから27ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>5番(小林)</p>	<p>5番小林です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字本郷地内、案内図は資料24ページ、付近状況図は27ページを参照してください。申請地はその他第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします</p>

<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>議案第38号の4番の案件につきましては、農業委員会に関する法律、議事参与の制限の規定により、審議が終了するまでの間、5番小林修委員の退席をお願いします。</p> <p>4番について、事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては28ページから31ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>7番(島田)</p>	<p>7番島田です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字狸塚字江原地内、案内図は資料28ページ、付近状況図は29ページを参照してください。申請地は農地の拡がりがなく第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長(天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p>



	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>(5番小林修委員入場)</p> <p>5番については、議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請についての1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては32ページから35ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字寺中地内、案内図は資料32ページ、付近状況図は33ページを参照してください。申請地は篠塚駅から南へ270メートルの地点にあり公共施設至近距離区域内に該当するため第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当と</p>

事務局(國府田)	<p>いう意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>6番については、議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（地上権）の1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明願います。</p> <p>番号6番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては36ページから39ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番（島田）	<p>7番島田です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字馬場地内、案内図は資料36ページ、付近状況図は37ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用であるため不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当とは思われますが、最終判断は許可権者である群馬県知事の判断にゆだねるとの結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は許可相当と思われるが、最終判断は県知事の判断にゆだねる、という意見を付して県知事に送付することと決定いたしました。</p> <p>7番については、議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請について（地上権）の1番と関連がありますので、一括で審議します。事務局より説明願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号7番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由および転用目的等については議案書記載の通りでございます。資料につきましては40ページから43ページとなります。以上委員の皆様のご審議をお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
7番(島田)	<p>7番島田です。5月7日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字西ノ根地内、案内図は資料40ページ、付近状況図は41ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電設備の支柱部分の一時転用であるため不許可の例外に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当とは思われますが、最終判断は許可権者である群馬県知事の判断にゆだねるとの結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は許可相当と思われるが、最終判断は県知事の判断にゆだねる、という意見を付して県知事に送付することと決定いたしました。</p> <p>続きまして、議事日程第3、報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(國府田)	<p>報告第11号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和3年5月10日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における5条の届出によるものでございます。番号1番から番号4番につきまして、内容に</p>

会長（天谷）	<p>については議案書記載の通りでありまして、資料については44ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第11回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>
--------	--

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和3年6月8日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 松崎 マサエ

委員 松島 章倫